

福島県申請・届出オンラインシステム運営協議会会則

(目的)

第1条 福島県（以下「県」という）と市町村が、申請・届出等行政手続のオンライン化に必要なシステムを共同で構築・運営するに当たり、相互に協力し円滑な実施を図るため、福島県申請・届出オンラインシステム運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、福島県申請届出オンライン化事業に参加する団体の連絡調整を図るとともに運営に関する事項を協議し決定する。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、県と参加市町村で構成する。

(運営委員)

第4条 協議会は次に掲げる者を運営委員とする。

- 一 参加市町村の申請・届出オンラインシステム担当課長等
- 二 福島県企画調整部情報統計領域総括参事
- 三 福島県企画調整部情報統計領域電子社会推進グループ参事

(役員)

第5条 協議会の役員として、会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、運営委員の互選により、これを選任する。

2 会長は、協議会を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は3名以内とし、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

4 前項の場合に、会長の職務を代理する副会長は、副会長同士の話し合いにより決定する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会総会の開催)

第8条 協議会総会（以下「総会」という。）の議長は、会長とする。

2 総会は、定期的に会長が招集する。

3 会長は、必要がある場合には、総会を随時招集することができる。

4 会長は、前項に定めるほか、運営委員から要請があり、必要と認めたときは、総会を招集しなければならない。

5 総会は、運営委員の3分の2以上の出席により成立する。

6 総会に出席できない運営委員は、各号に掲げる方法のいずれかにより、出席とみな

す。

- 一 議長に議決を委任した委任状の提出
- 二 運営委員の委任を受けた代理者の出席

(議決事項)

第9条 総会は、各号に掲げる事項について議決する。

- 一 事業計画
- 二 事業実施報告
- 三 申請・届出オンラインシステム基本要綱の制定及び改正
- 四 申請・届出オンラインシステムに係る負担額の決定
- 五 協議会会則の改正
- 六 その他、申請・届出オンラインシステムの管理運営に関する重要な事項

2 会長が認める軽易な事項の議決は、幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、福島県申請・届出オンラインシステム基本要綱第3条に規定する運営主体(以下「運営主体」という。)との連絡調整等を行う。

3 幹事会は、会長が認める軽易な事項の議決を行う。

(幹事会の構成)

第11条 幹事会の構成は、各号に掲げるとおりとする。

- 一 代表幹事 1名
- 二 副代表幹事 2名以内
- 三 幹事 運営委員の中から協議会で選任する。

2 代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選により、これを選任する。

3 副代表幹事は2名以内とし、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

4 前項の場合に、代表幹事の職務を代理する副代表幹事は、副代表幹事同士の話し合いにより決定する。

(構成員の任期)

第12条 幹事会構成員の任期は、第7条に定める協議会役員の任期に準ずる。

(幹事会の開催)

第13条 幹事会の議長は、代表幹事とする。

2 第8条第2項から第6項までの規定は、幹事会に準用する。

(議決)

第14条 総会又は幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 1 5 条 幹事会に、必要に応じて特定のテーマごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

(オブザーバー)

第 1 6 条 会長及び代表幹事は、次に掲げる者を、オブザーバーとして、総会及び幹事会に出席させることができる。

- 一 福島県市長会事務局次長
- 二 福島県町村会総務課長
- 三 前項各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(事務局)

第 1 7 条 協議会の事務局は、運営主体に置く。

(雑則)

第 1 8 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成 1 5 年 4 月 1 6 日から施行する。